

令和3年第2回  
城里町議会定例会議案書

城 里 町 議 会

承認第 2号

専決処分第2号の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、城里町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年 6月 8日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

専決第 2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，城里町税  
条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年 3月31日

城里町長 上遠野 修

## 令和3年城里町条例第 号

### 城里町税条例等の一部を改正する条例 (城里町税条例の一部改正)

第1条 城里町税条例（平成17年城里町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」を加え，同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」に改め，同号オ及びカ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」を加え，同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」に改め，同号ク中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」を加え，同号コ中「認められるもの」の次に「，出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め，「第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め，同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は，退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該退職所得申告書の提出に代えて，当該退職手当等の支払をする者に対し，当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については，同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と，「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と，「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り，同条第4項中「第30項」を「第27項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第5項中「第30項」を「第27項」に改め，同項を同条第4項とする。

附則第10条の2第6項を削り，同条第7項を第5項とし，同条第8項中「基本計画」の次に「（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え，「同条」を「法附則第64条」に改め，同項を第6項とする。



附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和4年度から令和5年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度」を「令和4年度」に、「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「規定に定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項中「令和3年」を「令和6年」に改める

附則第15条の2中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、「3月」を「12月」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項及び第4項中「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の

規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(城里町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 城里町税条例の一部を改正する条例(令和2年城里町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、城里町税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、城里町税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、城里町税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、城里町税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中城里町税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中城里町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の城里町税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の

- 規定による改正前の城里町税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
  - 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
  - 4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



## 城里町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ （略）

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(2) （略）

2 （略）

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 （略）

2, 3 （略）

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ケ （略）

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(2) （略）

2 （略）

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 （略）

2, 3 （略）

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の

8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 （略）

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) （略）

2, 3 （略）

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 （略）

（特別徴収税額）

所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 （略）

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) （略）

2, 3 （略）

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 （略）

（特別徴収税額）

## 第53条の8 (略)

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条，次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に，その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

## 第53条の9 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は，退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めるところにより，当該退職所得申告書の提出に代えて，当該退職手当等の支払をする者に対し，当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については，同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と，「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と，「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

## 第81条の4 (略)

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

## 第53条の8 (略)

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条，次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に，その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

## 第53条の9 (略)

2 (略)

(追加)

(追加)

(環境性能割の税率)

## 第81条の4 (略)

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1



(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) (略)

#### 附 則

（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2, 3 (略)

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2 (略)

(削除)

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定す

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) (略)

#### 附 則

（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2, 3 (略)

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定す

る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 4 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(削除)

- 5 (略)

- 6 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

- 第11条 (略)

（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項

る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 5 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

- 6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

- 7 (略)

- 8 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

- 第11条 (略)

（令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例）

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項

の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
- （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
- （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

第13条の2、第14条（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

第13条の2、第14条（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令

第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 （略）

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車~~が~~法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3, 4 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車~~が~~最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 （略）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 （略）

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車~~が~~法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3, 4 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車~~が~~最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

表 (略)

5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 (略)

(追加)

(追加)

(追加)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)



第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2, 3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3, 4 (略)

第24条, 第25条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例)

第26条 (略)

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中城里町税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2, 3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3, 4 (略)

第24条, 第25条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例)

第26条 (略)

(追加)

(2) 第1条中城里町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の城里町税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の城里町税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

城里町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 城里町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第69項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 城里町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第61項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後</p>

段」を「第12項後段」に，「第15項」を「第14項」に，「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に，「第10項」を「第9項」に改め，同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に，「同条第23項」を「同条第35項」に，「，第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め，同条第3項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め，「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には，当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し，又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り，同条第4項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に，「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め，同条第4項から第6項までを削る。

（中略）

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り，同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

段」を「第12項後段」に，「第15項」を「第14項」に，「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に，「第10項」を「第9項」に改め，同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に，「同条第23項」を「同条第35項」に，「，第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め，同条第3項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め，「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には，当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し，又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り，同条第4項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

（中略）

（追加）

（追加）

承認第 3号

専決処分第3号の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、城里町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年 6月 8日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

専決第 3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、城里町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年 5月20日

城里町長 上遠野 修

令和3年城里町条例第13号

城里町職員定数条例の一部を改正する条例

城里町職員定数条例（平成17年城里町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「11人」を「12人」に改める。

附則を附則第1号とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（診療所の職員の定数に関する特例）

- 2 診療所の職員の定数については、第2条第7号の規定にかかわらず、令和4年3月31日まで13人とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。





## 城里町職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 (略) (1)～(6) (略) (7) 診療所の職員 <u>12人</u> (8), (9) (略)</p> <p>第3条 (略) 附 則 <u>(施行期日)</u> 1. この条例は、平成17年2月1日から施行する。 <u>(診療所の職員の定数に関する特例)</u> 2. <u>診療所の職員の定数については、第2条第7号の規定にかかわらず、令和4年3月31日まで13人とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年6月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 (略) (1)～(6) (略) (7) 診療所の職員 <u>11人</u> (8), (9) (略)</p> <p>第3条 (略) 附 則 (追加) この条例は、平成17年2月1日から施行する。 (追加)</p>

議案第30号

城里町固定資産評価審査員会条例の一部を改正する条例について

城里町固定資産評価審査員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年 6月 8日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

令和3年城里町条例第 号

城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
城里町固定資産評価審査委員会条例（平成17年城里町条例第24号）の一部を次によ  
う改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載し  
なければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 城里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 委員長及び書記 (略)</p> <p>第3章 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2, 3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第4章 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条, 第7条 (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には, 次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 委員長及び書記 (略)</p> <p>第3章 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2, 3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には, 審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人, 総代を互選したときは総代, 代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第4章 審査の手続 (書面審理)</p> <p>第6条, 第7条 (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 口頭審理の指揮は, 委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には, 次に掲げる事項を記載し, <u>提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(以下略)</p>

議案第31号

令和3年度城里町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度城里町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,227,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年 6月 8日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		1,063,795	13,944	1,077,739
	1. 国庫負担金	625,354	344	625,698
	2. 国庫補助金	433,498	13,600	447,098
20. 繰入金		904,502	16,273	920,775
	2. 基金繰入金	904,501	16,273	920,774
22. 諸収入		176,036	5,258	181,294
	5. 雑入	166,400	5,258	171,658
23. 町債		1,199,000	1,700	1,200,700
	1. 町債	1,199,000	1,700	1,200,700
歳入合計		10,190,000	37,175	10,227,175



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,394,508	363	1,394,871
	1. 総務管理費	1,122,499	363	1,122,862
3. 民生費		2,538,284	13,921	2,552,205
	1. 社会福祉費	1,710,134	319	1,710,453
	2. 児童福祉費	828,150	13,602	841,752
4. 衛生費		1,370,256	2,302	1,372,558
	1. 保健衛生費	452,479	1,041	453,520
	2. 清掃費	755,612	1,261	756,873
5. 農林水産業費		569,609	144	569,753
	1. 農業費	556,694	144	556,838
6. 商工費		383,020	6,622	389,642
	1. 商工費	383,020	6,622	389,642
8. 消防費		483,657	4,801	488,458
	1. 消防費	483,657	4,801	488,458
9. 教育費		926,275	9,022	935,297
	2. 小学校費	191,536	2,316	193,852
	3. 中学校費	85,311	254	85,565
	4. 社会教育費	287,453	193	287,646
	5. 保健体育費	165,713	6,259	171,972
歳出合計		10,190,000	37,175	10,227,175

第 2 表

地 方 債 補 正

( 変 更 )

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	70,400				72,100			
計	1,199,000				1,200,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	1,063,795	13,944	1,077,739
20. 繰入金	904,502	16,273	920,775
22. 諸収	176,036	5,258	181,294
23. 町債	1,199,000	1,700	1,200,700
歳入合計	10,190,000	37,175	10,227,175

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	1,394,508	363	1,394,871				363
3. 民 生 費	2,538,284	13,921	2,552,205	13,600			321
4. 衛 生 費	1,370,256	2,302	1,372,558	344		456	1,502
5. 農 林 水 産 業 費	569,609	144	569,753				144
6. 商 工 費	383,020	6,622	389,642				6,622
8. 消 防 費	483,657	4,801	488,458			4,801	
9. 教 育 費	926,275	9,022	935,297		1,700		7,322
歳 出 合 計	10,190,000	37,175	10,227,175	13,944	1,700	5,257	16,274

## 2. 歳入

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

(単位 千円)

目	補 予 正 算 前 額	補 予 正 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 衛生費国庫負担金	63,028	344	63,372	1. 保健衛生費負担金	344	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
計	625,354	344	625,698			

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	34,948	13,600	48,548	2. 児童福祉費補助金	13,600	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 13,000 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 600
計	433,498	13,600	447,098			

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	702,000	16,273	718,273	1. 財政調整基金繰入金	16,273	財政調整基金繰入金
計	904,501	16,273	920,774			

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

8. 雑入	62,328	5,258	67,586	3. 消防団員退職報償金等受入金	4,801	消防団員退職報償金
				5. 雑入	457	その他の雑入 布類売払代 456 1
計	166,400	5,258	171,658			

## (款) 23. 町債

## (項) 1. 町債

1. 総務債	794,900	1,700	796,600	2. 過疎対策事業債	1,700	過疎対策事業債
計	1,199,000	1,700	1,200,700			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
7. 企画費	238,584	363	238,947				363	1. 報酬 18. 負担金, 補助及び交付金	151 212	総合計画審議会委員 補助金 デマンド交通システム運行補助
計	1,122,499	363	1,122,862				363			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

3. 高齢者福祉費	455,862	319	456,181				319	27. 繰出金	319	介護保険特別会計(保険事業勘定) 繰出金
計	1,710,134	319	1,710,453				319			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	337,926	13,602	351,528	13,600			2	3. 職員手当等	122	時間外手当
								10. 需用費	51	消耗品費
								11. 役務費	29	手数料
								12. 委託料	400	システム導入委託
								18. 負担金, 補助及び交付金	13,000	補助金 子育て世帯生活支援特別給付金
計	828,150	13,602	841,752	13,600			2			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2. 予防費	180,649	800	181,449	344			456	1. 報酬	1,379	会計年度任用職員
								4. 共済費	10	雇用保険料
								7. 報償費	800	報償金 保健師等
								8. 旅費	158	費用弁償

								12. 委託料	△1,547	送迎委託
6. 環境衛生費	54,097	241	54,338				241	10. 需用費	241	印刷製本費
計	452,479	1,041	453,520	344		456	241			

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

2. 塵芥処理費	205,320	1,261	206,581				1,261	10. 需用費	37	消耗品費
								17. 備品購入費	1,224	ごみ集塵箱購入
計	755,612	1,261	756,873				1,261			

## (款) 5. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

6. 農地費	49,276	144	49,420				144	12. 委託料	1,038	実施設計委託	895
										調査計画書作成委託	143
								14. 工事請負費	9,966	農業用施設整備工事	
							18. 負担金, 補助及び交付金	△10,860	補助金	県単かんがい排水路整備補助	
計	556,694	144	556,838				144				

## (款) 6. 商工費

## (項) 1. 商工費

4. 観光施設費	142,008	6,622	148,630				6,622	12. 委託料	6,402	実施設計委託	
								14. 工事請負費	220	施設整備工事	
計	383,020	6,622	389,642				6,622				

## (款) 8. 消防費

## (項) 1. 消防費

1. 非常備消防費	448,518	4,801	453,319				4,801	7. 報償費	4,801	報償金	
										消防団員退職報償金	
計	483,657	4,801	488,458				4,801				

(款) 9. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	162,733	2,247	164,980		1,700		547	10. 需用費	113	消耗品費
								12. 委託料	385	実施設計委託
								14. 工事請負費	1,749	各小学校工事
2. 教育振興費	28,803	69	28,872				69	13. 使用料及び賃借料	69	著作権使用料
計	191,536	2,316	193,852		1,700		616			

(款) 9. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	48,984	194	49,178				194	10. 需用費	194	消耗品費
2. 教育振興費	36,327	60	36,387				60	13. 使用料及び賃借料	60	著作権使用料
計	85,311	254	85,565				254			

(款) 9. 教育費

(項) 4. 社会教育費

5. 文化財保護費	2,529	193	2,722				193	12. 委託料	193	保存処理委託
計	287,453	193	287,646				193			

(款) 9. 教育費

(項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	15,733	6,259	21,992				6,259	12. 委託料	6,259	耐震診断委託
計	165,713	6,259	171,972				6,259			



補正予算給与費明細書

1. 特別職

(単位 千円)

区分		職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	長等	3		24,132	11,030	35,162	6,056	41,218	
	議員	14	46,524		15,160	61,684	15,451	77,135	
	その他の特別職	1,337	34,106			34,106		34,106	
	計	1,354	80,630	24,132	26,190	130,952	21,507	152,459	
補正前	長等	3		24,132	11,030	35,162	6,056	41,218	
	議員	14	46,524		15,160	61,684	15,451	77,135	
	その他の特別職	1,314	33,955			33,955		33,955	
	計	1,331	80,479	24,132	26,190	130,801	21,507	152,308	
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職	23	151			151		151	
	計	23	151			151		151	

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	330	227,896	601,076	500,897	1,329,869	229,339	1,559,208	
補 正 前	324	226,517	601,076	500,775	1,328,368	229,329	1,557,697	
比 較	6	1,379		122	1,501	10	1,511	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	18,018	159,090	105,867	94,234	14,688	11,456	7,401	12,275	76,792	
	補 正 前	18,018	159,090	105,867	94,112	14,688	11,456	7,401	12,275	76,792	
	比 較				122						
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			301	775						
	補 正 前			301	775						
	比 較										

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	160		601,076	475,903	1,076,979	191,018	1,267,997	
補 正 前	160		601,076	475,781	1,076,857	191,018	1,267,875	
比 較				122	122		122	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後	18,018	134,096	105,867	94,234	14,688	11,456	7,401	12,275	76,792	
	補 正 前	18,018	134,096	105,867	94,112	14,688	11,456	7,401	12,275	76,792	
	比 較				122						
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後			301	775						
	補 正 前			301	775						
	比 較										

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	170	227,896		24,994	252,890	38,321	291,211	
補 正 前	164	226,517		24,994	251,511	38,311	289,822	
比 較	6	1,379			1,379	10	1,389	

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	時間外手当	管理職手当	通勤手当	住居手当	児童手当	退職手当組合 負担金	宿日直手当
	補 正 後		24,994								
	補 正 前		24,994								
	比 較										
内 訳	区 分	夜間看護手当	調整手当	特殊勤務手当	管理職特別勤 務手当						
	補 正 後										
	補 正 前										
	比 較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	122	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		122	



令和3年度 城里町  
一般会計補正予算（第1号）  
予算の概要

(課局名 まちづくり戦略課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備 考
1	ホロルの湯浴室天井及び屋上防水改修実施設計業務	○	令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震により天井が一部崩落しており、施設及び利用者の保安のため、実施する。	5,940	9	

(課局名 総務課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備 考
2	消防団員退職報償金		令和3年3月31日付で退団した消防団員に対し、条例の規定に基づき退職報償金を支給する。	4,801	9	退職者23人

(課局名 町民課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備 考
3	ごみリサイクルボックス購入事業		リサイクルボックスの新設1ヵ所と、新たに布・ビンの回収を始めるためのボックスの購入	1,224	9	室内用3・中2・小2・蓋付き5

(課局名 健康保険課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備 考
4	新型コロナウイルスワクチン接種事業		新型コロナウイルスワクチン接種をするための体制を確保し、ワクチン接種を実施する。 また、タクシー送迎委託料を減額し会計年度任用職員の人件費を増額する。	800	8	衛生費国庫負担金344 雑入(町外在住者接種費)456

(課局名 福祉こども課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備 考
5	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	○	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、低所得の子育て世帯に対する生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。	13,602	8	対象見込260人 民生費国庫補助金13,600



(課局名 教育委員会)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
6	七会小学校外壁補修事業	○	校舎外壁の鉄筋露出箇所等の部位修繕を行う。 (建築基準法第12条の定期調査により県建築指導課より是正勧告)	1,749	10	総務債(過疎対策事業債) 1,700
7	花山体育館耐震診断事業	○	花山体育館は、昭和56年以前に建てられた「旧耐震基準」の建物であるため耐震診断を行う。	6,259	10	

議案第32号

令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度城里町の介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,446,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年 6月 8日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		375,548	319	375,867
	1. 他会計繰入金	375,541	319	375,860
歳入合計		2,446,470	319	2,446,789

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		46,942	319	47,261
	1. 総務管理費	34,447	319	34,766
歳出合計		2,446,470	319	2,446,789

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	375,548	319	375,867
歳入合計	2,446,470	319	2,446,789

#### 歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	46,942	319	47,261				319
歳出合計	2,446,470	319	2,446,789				319

2. 歳 入

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. その他一般会計 繰 入 金	46,942	319	47,261	2. 事務費繰入金	319	事務費繰入金
計	375,541	319	375,860			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 一 般 管 理 費	34,447	319	34,766				319	12. 委託料	319	システム改修委託
計	34,447	319	34,766				319			

令和3年 6月 8日

城里町議会議長 関 誠一郎 様

提出者 議会運営委員長 阿久津 則男

城里町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条の3項の規定により提出します。

## 発議第 3号

### 城里町議会会議規則の一部を改正する規則

城里町議会会議規則（平成17年城里町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務，傷病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，議員が出産のため出席できないときは，出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において，その期間を明らかにして，あらかじめ議長に欠席届を提出できる。

第86条第1項中「，請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければならない」を「請願者が署名又は記名押印（法人の場合には，その名称を記載し，代表者の氏名を署名又は記名押印）しなければならない」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。





城里町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出できる。</u></p> <p>第3条～第85条 (略)</p> <p>第9章 請願</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第86条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合には、その所在地)を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印(法人の場合には、その名称を記載し、代表者の氏名を署名又は記名押印)しなければならない。ただし、請願者数人連署のものは、代表者の氏名ほか何人と記載する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため議会に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第3条～第85条 (略)</p> <p>第9章 請願</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第86条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。ただし、請願者数人連署のものは、代表者の氏名ほか何人と記載する。</u></p> <p>(以下略)</p>



令和3年5月/2日

城里町議会議長 関 誠一郎 様

申請者

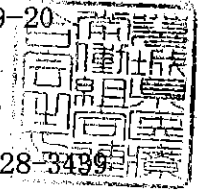
住所 〒310-08033 水戸市城南 3-9-20

団体名 茨城県医療労働組合連合会

氏名 執行委員長 後藤 朋子

電話 029-302-3703

FAX 029-228-3499



## 安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康を守るための陳情

### 1 陳情主旨

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

### 2 陳情項目

- (1) 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- (2) 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- (3) 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
- (4) 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- (5) 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上のとおり陳情いたします。



2021年5月20日

城里町議会議長 関 誠一郎 殿

水戸市見川5-12728/  
 新日本婦人の会水戸支  
 やまゆり班 浅見和  
 新日本婦人の会水戸支

「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」  
 提出を求める陳情書

貴議会におかれましては、町民の平和な生活と生活向上にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日に採択された核兵器禁止条約は2020年10月24日の国連軍縮週間の初日に批准国が50カ国に達し2021年1月22日に発効しました。被爆者の方々の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という強い思いが国際社会を動かし、50カ国の達成につながったものと確信します。

批准国は現在57カ国となり、2022年1月にオーストリア、ウィーンの水戸事務所第一回の締結国会議が開催される予定です。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は被爆者とともに私たち町民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

貴議会におかれましては、被爆者の心に寄り添い、核兵器のない平和な世界の実現に向けて日本政府に同条約への参加、批准を求める意見書を提出いただきたく、陳情します。

令和3年城里町規則第14号

城里町営駐車場管理規則の一部を改正する規則  
城里町営駐車場管理規則（平成17年城里町規則第52号）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

（名称，位置及び所管課）

第2条 駐車場の名称，位置及び所管課は，次のとおりとする。

名称	位置	所管課
佐久山駐車場	城里町大字石塚1428番地の15	財務課
新町駐車場	城里町大字石塚1364番地の1	財務課
田町駐車場	城里町大字石塚1437番地の5	財務課
鶏足山駐車場	城里町大字上赤沢265番地の1	まちづくり戦略課
ふれあい広場駐車場	城里町大字御前山37番地先	まちづくり戦略課

第3条中「駐車場の管理は，財務課が行い」を「前条に規定する所管課は，駐車場を管理するため」に改める。

第4条中「駐車場」を「佐久山駐車場，新町駐車場及び田町駐車場」に改め，第4号を削り，同条に次の2項を加える。

2 鶏足山駐車場を利用できる自動車は，観光の目的のために駐車する，次に掲げる自動車とする。

(1) 普通自動車に属する乗用自動車（乗車定員29人以下のものに限る。）

(2) 前項第2号及び第3号に規定する自動車。ただし，貨物自動車に関しては，総重量8t未満のものとする。

3 ふれあい広場駐車場を利用できる自動車は，観光の目的のために駐車する，次に掲げる自動車とする。

(1) 普通自動車に属する乗用自動車

(2) 第1項第2号及び第3号に規定する自動車

第5条見出し中「時間」の次に「等」を加え，同条第1項中「駐車場」を「佐久山駐車場，新町駐車場及び田町駐車場」に改め，「とし，無料」を削り，同項第2項を次のように改める。

2 佐久山駐車場，新町駐車場及び田町駐車場における同一自動車の使用時間は，おおむね2時間以内とし，無料とする。

第5条に次の1項を加える。

3 鶏足山駐車場及びふれあい広場駐車場における同一自動車の使用時間は，2日以内とし，無料とする。

第7条に次の1項を加える。

2 町長は，前項のいずれかに該当すると認めるとき，又は，駐車場の管理に支障を及ぼす恐れがあると認めるときは，使用者若しくは当該自動車の所有者に対し，駐車場の使用を拒否すること又は出庫を命ずることができる。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。



城里町営駐車場管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行																		
<p>第1条 (略) (名称, 位置及び所管課)</p> <p>第2条 駐車場の名称, 位置及び所管課は, 次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐久山駐車場</td> <td>城里町大字石塚1428番地の15</td> <td>財務課</td> </tr> <tr> <td>新町駐車場</td> <td>城里町大字石塚1364番地の1</td> <td>財務課</td> </tr> <tr> <td>田町駐車場</td> <td>城里町大字石塚1437番地の5</td> <td>財務課</td> </tr> <tr> <td>鶏足山駐車場</td> <td>城里町大字上赤沢265番地の1</td> <td>まちづくり 戦略課</td> </tr> <tr> <td>ふれあい広場駐車場</td> <td>城里町大字御前山37番地先</td> <td>まちづくり 戦略課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理)</p> <p>第3条 前条に規定する所管課は, 駐車場を管理するため, 次に掲げる事項について, 常に努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(駐車できる自動車)</p> <p>第4条 佐久山駐車場, 新町駐車場及び田町駐車場を利用できる自動車は, 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定するものうち次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 鶏足山駐車場を利用できる自動車は, 観光の目的のために駐車する, 次に掲げる自動車とする。</p>	名称	位置	所管課	佐久山駐車場	城里町大字石塚1428番地の15	財務課	新町駐車場	城里町大字石塚1364番地の1	財務課	田町駐車場	城里町大字石塚1437番地の5	財務課	鶏足山駐車場	城里町大字上赤沢265番地の1	まちづくり 戦略課	ふれあい広場駐車場	城里町大字御前山37番地先	まちづくり 戦略課	<p>第1条 (略) (駐車場)</p> <p>第2条 駐車場とは, 次に掲げる駐車場をいう。</p> <p>(1) 佐久山駐車場 (2) 新町駐車場 (3) 田町駐車場 (4) 阿波山駐車場 (5) 鶏足山駐車場</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 駐車場の管理は, 財務課が行い, 次に掲げる事項について, 常に努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(駐車できる自動車)</p> <p>第4条 駐車場を利用できる自動車は, 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定するものうち次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2条第5号に規定する駐車場は, 観光の目的の為に駐車する車両とする。(ただし, 前各号の他, 貨物自動車については, 8t未満のものに限る。)</p> <p>(追加)</p>
名称	位置	所管課																	
佐久山駐車場	城里町大字石塚1428番地の15	財務課																	
新町駐車場	城里町大字石塚1364番地の1	財務課																	
田町駐車場	城里町大字石塚1437番地の5	財務課																	
鶏足山駐車場	城里町大字上赤沢265番地の1	まちづくり 戦略課																	
ふれあい広場駐車場	城里町大字御前山37番地先	まちづくり 戦略課																	

(1) 普通自動車に属する乗用自動車（乗車定員29人以下のものに限る。）

(2) 前項第2号及び第3号に規定する自動車。ただし、貨物自動車に関しては、総重量8t未満のものとする。

3 ふれあい広場駐車場を利用できる自動車は、観光の目的のために駐車する、次に掲げる自動車とする。

(1) 普通自動車に属する乗用自動車

(2) 第1項第2号及び第3号に規定する自動車

(使用時間等)

第5条 佐久山駐車場、新町駐車場及び田町駐車場の使用時間は、午前8時から午後8時までの12時間とする。ただし、町長が認めた場合は、時間外及び宿泊駐車をさせることができる。

2 佐久山駐車場、新町駐車場及び田町駐車場における同一自動車の使用時間は、おおむね2時間以内とし、無料とする。

3 鶏足山駐車場及びふれあい広場駐車場における同一自動車の使用時間は、2日以内とし、無料とする。

第6条 (略)

(禁止行為)

第7条 (略)

(1)～(4) (略)

2 町長は、前項のいずれかに該当すると認めるとき、又は、駐車場の管理に支障を及ぼす恐れがあると認めるときは、使用者若しくは当該自動車の所有者に対し、駐車場の使用を拒否すること又は出庫を命ずることができる。

(以下略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(追加)

(使用時間)

第5条 駐車場の使用時間は、午前8時から午後8時までの12時間とし、無料とする。ただし、町長が認めた場合は、時間外及び宿泊駐車をさせることができる。

2 同一車両の使用時間は、おおむね2時間以内とする。

(追加)

第6条 (略)

(禁止行為)

第7条 (略)

(1)～(4) (略)

(追加)

(以下略)

報告第18号

令和3年城里町告示第110号

城里町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示  
城里町産後ケア事業実施要綱（平成30年城里町告示第25号）の一部を次のように改める。

第2条中「6月」を「1年」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、多胎児の場合は、1回の出産につき2回とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。





城里町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (対象者)</p> <p>第2条 事業の対象となる者は、町内に住所を有する出産後概ね<u>1年</u>までの母親（以下「母親」という。）で、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>第3条 (略) (利用回数)</p> <p>第4条 利用できる回数は、1回の出産につき1回とする。<u>ただし、多胎児の場合は、1回の出産につき2回とする。</u> (以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (対象者)</p> <p>第2条 事業の対象となる者は、町内に住所を有する出産後概ね<u>6月</u>までの母親（以下「母親」という。）で、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>第3条 (略) (利用回数)</p> <p>第4条 利用できる回数は、1回の出産につき1回とする。 (以下略)</p>

令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、売上げの急減に直面し事業所の固定費（光熱水費）の負担が特に重くなっている現状に鑑み、緊急的に支援するため、城里町内の事業者に対し、予算の範囲内において、令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金（以下、「給付金」という。）を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者及び小規模企業者。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。
- (2) 城里町内に事業所を有する者。ただし、仮設、臨時の事業所その他の設置が恒常的でない事業所を除く。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月から令和3年3月までの間に、次のいずれかに該当することとなった者
  - ア 任意の1月（以下「対象月」という。）の売上高が、前年の対象月の売上高と比較して50%以上減少している者
  - イ 任意の連続する2月（以下「対象期間」という。）の売上高の合計が、前年の対象期間の売上高の合計と比較して25%以上減少している者
- (4) 交付申請の時点において、個人の町民税（城里町税条例（平成17年城里町条例第49号）第45条各項の規定により、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の町民税、固定資産税及び軽自動車税（以下「町税等」という。）の滞納がない者
- (5) 交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等でない者
- (7) いばらきアマビエちゃん（茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又

は蔓延防の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年茨城県条例第46号）第5条の規定による特定システムをいう。以下同じ。）に登録し、当該システムの登録時に発行された感染防止対策宣誓書に記載されている感染症対策に取り組んでいる者

- 2 第1項第3号アの規定において、令和元年10月以降に創業を開始した者については、前年の対象月の売上高を、創業した月から令和2年9月までの期間の月平均の売上高と読み替えるものとする。
- 3 第1項第3号アの規定において、天災その他やむを得ない事由により前年の対象月と比較することができない者においては、前年の対象月の売上高を前々年の対象月の売上高と読み替えるものとする。
- 4 第1項第3号アの規定において、令和2年2月または令和2年3月に既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、前年の対象月と比較することができない者においては、前年の対象月を前々年の対象月の売上高と読み替えるものとする。
- 5 第1項第3号イの規定において、令和元年10月以降に創業を開始した者については、前年の対象期間の合計の売上高を、創業した月から令和2年9月までの期間の月平均の売上高に2を乗じた額と読み替えるものとする。
- 6 第1項第3号イの規定において、天災その他やむを得ない事由により前年の対象期間と比較することができない者においては、前年の対象期間の合計の売上高を前々年の対象期間の売上高と読み替えるものとする。
- 7 第1項第3号イの規定において、令和2年2月又は令和3年3月に、既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、前年の対象期間と比較することができない者においては、前年の対象期間を前々年の対象期間の売上高と読み替えるものとする。

（交付対象経費）

第3条 給付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、事務所に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 上下水道の使用料
- (2) 電気の使用料
- (3) ガスの使用料

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、令和2年10月分から令和3年3月分までに町内の事業所にて使用した交付対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を超えない額とする。

- 2 第1項の規定において、居宅と兼用する事業所にあつては、事業に供している部分のみを対象とする。ただし、居宅と兼用する事業所で、その内訳が明らかでない場合は、交付対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とする。
- 3 前2項の規定により得た額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 町内に事業所があることがわかる書類
- (2) 対象月または対象期間の売上高がわかる書類（売上台帳など）
- (3) 前年の対象月または対象期間の売上高がわかる書類（売上台帳など）
- (4) 令和2年10月分から令和3年3月分までに町内の事業所にて使用した交付対象経費を支払ったことがわかる書類（領収書など）
- (5) 町税等に未納がないことを証する書類
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第5号において、天災その他やむを得ない事由により納付期限の猶予等を受けている者については、交付対象経費を支払ったことがわかる書類（領収書など）を交付対象経費の金額がわかる書類（納入通知書など）に読み替えるものとする。

3 第2条第2項及び同条第5項に該当する者においては、前項の添付書類に加え、創業時期が確認できる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

4 第2条第3項及び同条第6項に該当する者においては、前項の添付書類に加え、天災その他やむを得ない事由を確認できる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(申請期間)

第6条 この給付金の申請期間は、この告示の施行の日から令和3年6月30日までとする。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに交付金の交付の可否を決定し、令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付決定通知書（様式第3号）又は令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第8条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者は、給付金の交付を請求しようとするときは、令和3年度城里町中小企業等固定費応援給付金交付請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(給付金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(給付金等の取り消し又は減額)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決

定の全部若しくは一部を取り消し，又は既に交付した給付金の全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又はこの告示に基づく町長の指示に違反したとき。
- (3) その他町長が返還が相当であると認める事由があったとき。

(実績報告)

第11条 規則第14条の規定による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は，公布の日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は，令和4年3月31日限り，その効力を失う。

(失効後の経過措置)

- 3 この告示の失効の日以前に交付決定を受けた者に係る第10条の規定は，同日後もなおその効力を有する。

## 茨城県農業共済4組合等の合併協議について

農業保険法に基づく共済事業を実施している水戸地方農業共済事務組合において、県央農業共済組合、茨城北農業共済事務組合及び茨城県みなみ農業共済組合を区域とする新組合の設立に向けた合併協議の検討が進められている。

### 1 水戸地方農業共済事務組合について

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| (1) 構成市町 | 水戸市、茨城町、大洗町、城里町            |
| (2) 所在地  | 東茨城郡茨城町大字上石崎4638番地の2       |
| (3) 管理者  | 小林 宣夫（茨城町長）                |
| (4) 職員数  | 一般職員13名、再任用職員3名、会計年度任用職員2名 |

### 2 合併の目的

農家戸数が減少するなど、農業共済組合を取り巻く環境が変化する中、経営の合理化と業務の効率化による運営コストの削減、均一な補償内容の提供及び農家サービスの維持向上により、農業共済の安定的な事業運営を図るため。

### 3 合併に向けた今後のスケジュールについて

- |          |   |
|----------|---|
| 令和 3年 9月 | 合併予備契約書調印式                                  |
| 12月      | 構成市町議案の提出                                   |
|          | ・水戸地方農業共済事務組合の解散・財産処分                       |
|          | ・東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会からの<br>水戸地方農業共済事務組合の脱退 |
| 令和 4年 3月 | 水戸地方農業共済事務組合解散（3月31日）                       |
| 4月       | 新組合発足（予定）                                   |

#### 4 茨城県内の農業共済組合等

分類	組合等名	管轄区域（市町村数）
事務組合	水戸地方農業共済事務組合	城里町、水戸市、大洗町、茨城町 (4)
	茨城北農業共済事務組合	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、 太子町 (9)
共済組合	県央南農業共済組合	笠間市、桜川市(旧岩瀬町)、 小美玉市(旧小川町・旧美野里町) (3)
	茨城県みなみ農業共済組合	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、 牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、 かすみがうら市、つくばみらい市、 小美玉市(旧玉里村)、美浦村、 阿見町、河内町、利根町 (15)
	鹿行農業共済組合	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 (5)
	茨城県西農業共済組合	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、桜川市(旧真壁町・旧大和村)、 八千代町、五霞町、境町 (10)
	計	21市7町2村



## 令和2年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	国土強靱化計画及び総合計画策定事業	12,012,000	12,012,000					12,012,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	放課後児童クラブ施設整備事業	105,241,000	105,241,000		23,516,000	74,400,000		7,325,000
4. 衛生費	2. 清掃費	一般廃棄物処理施設建設工事発注支援事業	22,286,000	22,286,000		6,966,000			15,320,000
		ごみ処理施設解体事業	42,000,000	42,000,000		10,100,000	11,100,000		20,800,000
5. 農林水産業費	1. 農業費	農地地図管理システム導入事業	8,996,000	8,996,000		8,960,000			36,000
		担い手確保・経営強化支援事業	2,905,000	2,905,000		2,905,000			0
6. 商工費	1. 商工費	茨城県中小企業事業継続応援貸付金事業	4,500,000	4,500,000					4,500,000
		城里町元気アップ振興券(第3弾)事業	104,021,000	104,021,000		85,182,000			18,839,000
		道の駅かつら移転基本構想・基本計画策定事業	20,654,000	20,654,000					20,654,000
7. 土木費	2. 道路橋梁費	町道8-0510号線排水整備事業	14,000,000	14,000,000					14,000,000
		町道0212・2367号線道路舗装修繕事業	16,990,000	16,990,000			14,800,000		2,190,000
		町道19号線道路改良事業	47,000,000	47,000,000			42,900,000		4,100,000
		町道0111号線道路改良事業	21,710,000	21,710,000			19,100,000		2,610,000
		町道1032号線道路改良事業	11,500,000	11,500,000			10,900,000		600,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	町道0211・2038号線道路改良事業	65,100,000	65,100,000			60,400,000		4,700,000
		町道8-0110号線道路改良事業	43,000,000	43,000,000			40,800,000		2,200,000
		町道1477号線道路改良事業	45,400,000	45,400,000			39,300,000		6,100,000
		町道8-0120号線道路改良事業	4,000,000	4,000,000			3,800,000		200,000
		町道8-0240号線道路改良事業	3,000,000	3,000,000			2,800,000		200,000
		町道1082号線道路改良事業	24,500,000	24,500,000			21,800,000		2,700,000
		町道8-0184号線道路改良事業	4,014,000	4,014,000					4,014,000
		町道8-0375号線道路改良事業	16,000,000	16,000,000					16,000,000
		町道4号線道路改良事業	34,030,000	34,030,000			32,300,000		1,730,000
		白雲橋修繕事業	15,390,000	15,390,000		5,737,000	7,900,000		1,753,000
	関場橋修繕事業	13,590,000	13,590,000		4,687,000	7,200,000		1,703,000	
	3. 河川費	大開川護岸維持修繕事業	11,000,000	11,000,000					11,000,000
		江川護岸維持修繕事業	5,500,000	5,500,000					5,500,000
		東川護岸維持修繕事業	2,750,000	2,750,000					2,750,000
		観世音川護岸維持修繕事業	2,750,000	2,750,000					2,750,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7. 土木費	4. 都市計画費	都市計画再検討事業	3,245,000	3,245,000					3,245,000
	5. 住宅費	町営住宅改修事業	23,427,000	23,427,000				7,000,000	16,427,000
		町営南・米沢団地建替事業	144,661,000	144,661,000		32,617,000	112,000,000		44,000
8. 消防費	1. 消防費	防災行政無線更新事業	232,917,000	232,917,000			232,900,000		17,000
9. 教育費	2. 小学校費	公立学校情報機器購入事業	6,950,000	6,950,000					6,950,000
		学校保健特別対策事業	4,400,000	4,400,000		4,300,000			100,000
	3. 中学校費	公立学校情報機器購入事業	3,134,000	3,134,000					3,134,000
		学校保健特別対策事業	2,000,000	2,000,000		1,900,000			100,000
	4. 社会教育費	令和3年成人式典事業	557,000	557,000				150,000	407,000
		コミュニティセンター城里自主事業 「イルカほのぼのコンサート」	283,000	283,000					283,000
合 計			1,145,413,000	1,145,413,000	0	186,870,000	734,400,000	7,150,000	216,993,000

令和3年 6月 8日 提出

城里町長 上遠野 修

令和2年度城里町一般会計事故繰越し繰越し計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行 為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国 県 支出金	地方債	その他		
5. 農林水産業費	1. 農業費	農業振興地域整備 計画策定事業	2,210,000		2,210,000		2,210,000				2,210,000	新型コロナウイルス 感染症の影響によ り、制度に基づく県 との協議に不測の日 数を要したため。	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	町道1013号線道路 改良事業	9,290,105	5,397,105	3,893,000		3,893,000			3,600,000	293,000	用地取得にあたり抵 当権の抹消に不測の 日数を要したため。	
	3. 河川費	南行川護岸整備事業	7,480,000	2,990,000	4,490,000	2,520,000	7,010,000			6,600,000	410,000	隣接する用地の借地 の協議に不測の日数 を要したため。	
8. 消防費	1. 消防費	防災行政無線更新 事業	186,953,000		186,953,000		186,953,000			186,900,000	53,000	新型コロナウイルス 感染症の影響によ り、工事部材等の納 品に不測の日数を要 したため。	
9. 教育費	1. 教育総務費	教育施設等長寿命化 計画策定事業	10,824,000		10,824,000		10,824,000				10,824,000	新型コロナウイルス 感染症対策により、 各施設の現地調査が 制限されたことによ り不測の日数を要し たため。	
	4. 社会教育費	令和3年成人式延期 に対する給付金事業	3,460,000	3,460,000		300,000	300,000				300,000	給付金申請対象者の うち未申請者がいる ため。	
		コミュニティセン ター城里自主事業 「イルカほのぼの コンサート」	3,908,000		3,908,000		3,908,000	1,979,000				1,929,000	新型コロナウイルス の感染予防・拡散防 止を考慮し、再延期 を決定したため。

令和3年 6月 8日 提出

城里町長 上遠野 修

報告第23号

令和2年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1. 下水道事業費	1. 下水道事業費	広域化・共同化事業	5,000,000	5,000,000	0	2,500,000	0	0	2,500,000
		施設維持補修事業	5,496,000	5,496,000	0	0	0	0	5,496,000
		ストックマネジメント計画 策定事業	12,000,000	12,000,000	0	5,000,000	0	0	7,000,000
		流域地区下水道整備事業	160,557,000	160,557,000	0	44,183,000	107,800,000	0	8,574,000
		那珂久慈流域下水道事業建 設負担金	1,819,000	1,819,000	0	0	0	0	1,819,000
合	計		184,872,000	184,872,000	0	51,683,000	107,800,000	0	25,389,000

令和3年 6月 8日 提出

城里町長 上遠野 修

報告第24号

令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1. 農業集落排水事業費	1. 農業集落排水事業費	施設維持補修事業	2,498,000	2,498,000	0	0	0	0	2,498,000
合 計			2,498,000	2,498,000	0	0	0	0	2,498,000

令和3年 6月 8日 提出

城里町長 上遠野 修

報告第25号

令和2年度城里町水道事業会計予算繰越計算書

1. 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国県町補助金	負担金	企業債	自己資金		
1. 資本的支出	1. 建設改良費	老朽管更新事業	479,675,000	263,463,780	126,500,000	0	0	102,100,000	24,400,000	89,711,220	地元との間で施工日時の調整に不測の日数を要したため。
合 計			479,675,000	263,463,780	126,500,000	0	0	102,100,000	24,400,000	89,711,220	

2. 地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国県町補助金	負担金	企業債	自己資金		
1. 水道事業費用	1. 営業費用	受託工事費	677,186,000	547,658,758	46,930,000	0	0	0	46,930,000	82,597,242	関連工事が遅延したため。
合 計			677,186,000	547,658,758	46,930,000	0	0	0	46,930,000	82,597,242	

令和3年 6月 8日 提出

城里町長 上遠野 修